

2023年4月26日

文化シャッター株式会社  
取締役 飯名 隆夫 様

株式会社ストラテジックキャピタル  
取締役 加藤



### 政策保有株式に係る不合理な経営判断に対する社外取締役の監督義務について

株式会社ストラテジックキャピタル及び同社が運営するファンド（以下「弊社」といいます。）は文化シャッター株式会社（以下「文化シャッター」といいます。）の大株主です。弊社が本年度の定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に向けて行った株主提案に関し、文化シャッターの取締役会においてご賛同の意見表明をしていただきたく、本書簡をお送りしております。

#### 記

本総会において、弊社は全8議案の株主提案を行っておりますが、本書簡では特に大和ハウス工業株式会社（以下「大和ハウス」という。）株式の現物配当を求めた株主提案について、社外取締役としての監督義務を発揮していただくことをお願い申し上げます。

弊社は、文化シャッターが保有する全政策保有株式の速やかな処分を求めております。しかし、文化シャッターが政策保有株式の処分に強い抵抗感を示されている実態も考慮し、まずは、処分しても問題がないと明示されている大和ハウス株式会社について、株主還元にもつながる現物配当とすることを本総会に提案しております。

大和ハウスは、「大和ハウス株式を政策保有している会社が、当該株式を売却しても何ら取引関係に影響を与えない」と決算説明会のみならず、株主総会の場で明言し、自発的にその旨の開示まで行っております。従って、このような大和ハウス株式を政策保有株式として文化シャッターが保有し続けることは、何ら意味がなく、不合理な経営判断であるにご理解いただけるかと思えます。

これに対して、文化シャッターの常勤役員は「大和ハウスとの取引で得る収益や利益に鑑みて保有が合理的」という主張を繰り返しております。しかし、大和ハウスとの取引と、大和ハウス株式の保有の間には、上記のとおり何の関係もありません。文化シャッターの常勤役員は、取引と株式保有の間に因果関係が存在するとの前提を置いて合理性を主張していますが、前提となる因果関係は大和ハウス自らに完全に否定されているのです。このような文化シャッターの常勤役員の主張は、単なる思い込みであり、妄想に過ぎないのです。

飯名取締役は、社外取締役としての独立した立場から、このような不合理な常勤役員意思決定を監督し、是正する立場にあります。常勤役員が社内基準に照らして適切、と主張されるのであれば、まずは社内基準の是非を問い、その上で社内基準に沿うものか問うのが飯名取締役の役割であり、果たすべき善管注意義務です。

大和ハウス株式の件に限らず、常勤役員意思決定に不合理なものが無いか監督する、社外取締役としての職務を全うしていただけますよう、強くお願い申し上げます。

以上

2023年4月26日

文化シャッター株式会社  
取締役 藤田 昇三 様

株式会社ストラテジックキャピタル  
取締役 加藤



### 政策保有株式に係る不合理な経営判断に対する社外取締役の監督義務について

株式会社ストラテジックキャピタル及び同社が運営するファンド（以下「弊社」といいます。）は文化シャッター株式会社（以下「文化シャッター」といいます。）の大株主です。弊社が本年度の定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に向けて行った株主提案に関し、文化シャッターの取締役会においてご賛同の意見表明をしていただきたく、本書簡をお送りしております。

#### 記

本総会において、弊社は全8議案の株主提案を行っておりますが、本書簡では特に大和ハウス工業株式会社（以下「大和ハウス」という。）株式の現物配当を求めた株主提案について、社外取締役としての監督義務を発揮していただくことをお願い申し上げます。

弊社は、文化シャッターが保有する全政策保有株式の速やかな処分を求めております。しかし、文化シャッターが政策保有株式の処分に強い抵抗感を示されている実態も考慮し、まずは、処分しても問題がないと明示されている大和ハウス株式会社について、株主還元にもつながる現物配当とすることを本総会に提案しております。

大和ハウスは、「大和ハウス株式を政策保有している会社が、当該株式を売却しても何ら取引関係に影響を与えない」と決算説明会のみならず、株主総会の場で明言し、自発的にその旨の開示まで行っております。従って、このような大和ハウス株式を政策保有株式として文化シャッターが保有し続けることは、何ら意味がなく、不合理な経営判断であるにご理解いただけるかと思えます。

これに対して、文化シャッターの常勤役員は「大和ハウスとの取引で得る収益や利益に鑑みて保有が合理的」という主張を繰り返しております。しかし、大和ハウスとの取引と、大和ハウス株式の保有の間には、上記のとおり何の関係もありません。文化シャッターの常勤役員は、取引と株式保有の間に因果関係が存在するとの前提を置いて合理性を主張していますが、前提となる因果関係は大和ハウス自らに完全に否定されているのです。このような文化シャッターの常勤役員の主張は、単なる思い込みであり、妄想に過ぎないのです。

藤田取締役は、社外取締役としての独立した立場から、このような不合理な常勤役員的意思決定を監督し、是正する立場にあります。常勤役員が社内基準に照らして適切、と主張されるのであれば、まずは社内基準の是非を問い、その上で社内基準に沿うものか問うのが藤田取締役の役割であり、果たすべき善管注意義務です。

大和ハウス株式の件に限らず、常勤役員的意思決定に不合理なものが無いか監督する、社外取締役としての職務を全うしていただけますよう、強くお願い申し上げます。

以上

2023年4月26日

文化シャッター株式会社  
取締役 阿部 和史 様

株式会社ストラテジックキャピタル  
取締役 加藤



### 政策保有株式に係る不合理な経営判断に対する社外取締役の監督義務について

株式会社ストラテジックキャピタル及び同社が運営するファンド（以下「弊社」といいます。）は文化シャッター株式会社（以下「文化シャッター」といいます。）の大株主です。弊社が本年度の定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に向けて行った株主提案に関し、文化シャッターの取締役会においてご賛同の意見表明をしていただきたく、本書簡をお送りしております。

#### 記

本総会において、弊社は全8議案の株主提案を行っておりますが、本書簡では特に大和ハウス工業株式会社（以下「大和ハウス」という。）株式の現物配当を求めた株主提案について、社外取締役としての監督義務を発揮していただくことをお願い申し上げます。

弊社は、文化シャッターが保有する全政策保有株式の速やかな処分を求めております。しかし、文化シャッターが政策保有株式の処分に強い抵抗感を示されている実態も考慮し、まずは、処分しても問題がないと明示されている大和ハウス株式会社について、株主還元にもつながる現物配当とすることを本総会に提案しております。

大和ハウスは、「大和ハウス株式を政策保有している会社が、当該株式を売却しても何ら取引関係に影響を与えない」と決算説明会のみならず、株主総会の場で明言し、自発的にその旨の開示まで行っております。従って、このような大和ハウス株式を政策保有株式として文化シャッターが保有し続けることは、何ら意味がなく、不合理な経営判断であるにご理解いただけるかと思えます。

これに対して、文化シャッターの常勤役員は「大和ハウスとの取引で得る収益や利益に鑑みて保有が合理的」という主張を繰り返しております。しかし、大和ハウスとの取引と、大和ハウス株式の保有の間には、上記のとおり何の関係もありません。文化シャッターの常勤役員は、取引と株式保有の間に因果関係が存在するとの前提を置いて合理性を主張していますが、前提となる因果関係は大和ハウス自らに完全に否定されているのです。このような文化シャッターの常勤役員の主張は、単なる思い込みであり、妄想に過ぎないのです。

阿部取締役は、社外取締役としての独立した立場から、このような不合理な常勤役員的意思決定を監督し、是正する立場にあります。常勤役員が社内基準に照らして適切、と主張されるのであれば、まずは社内基準の是非を問い、その上で社内基準に沿うものか問うのが阿部取締役の役割であり、果たすべき善管注意義務です。

大和ハウス株式の件に限らず、常勤役員的意思決定に不合理なものが無いか監督する、社外取締役としての職務を全うしていただけますよう、強くお願い申し上げます。

以上

2023年4月26日

文化シャッター株式会社  
取締役 早坂 善彦 様

株式会社ストラテジックキャピタル  
取締役 加藤



### 政策保有株式に係る不合理な経営判断に対する社外取締役の監督義務について

株式会社ストラテジックキャピタル及び同社が運営するファンド（以下「弊社」といいます。）は文化シャッター株式会社（以下「文化シャッター」といいます。）の大株主です。弊社が本年度の定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に向けて行った株主提案に関し、文化シャッターの取締役会においてご賛同の意見表明をしていただきたく、本書簡をお送りしております。

#### 記

本総会において、弊社は全8議案の株主提案を行っておりますが、本書簡では特に大和ハウス工業株式会社（以下「大和ハウス」という。）株式の現物配当を求めた株主提案について、社外取締役としての監督義務を発揮していただくことをお願い申し上げます。

弊社は、文化シャッターが保有する全政策保有株式の速やかな処分を求めております。しかし、文化シャッターが政策保有株式の処分に強い抵抗感を示されている実態も考慮し、まずは、処分しても問題がないと明示されている大和ハウス株式会社について、株主還元にもつながる現物配当とすることを本総会に提案しております。

大和ハウスは、「大和ハウス株式を政策保有している会社が、当該株式を売却しても何ら取引関係に影響を与えない」と決算説明会のみならず、株主総会の場で明言し、自発的にその旨の開示まで行っております。従って、このような大和ハウス株式を政策保有株式として文化シャッターが保有し続けることは、何ら意味がなく、不合理な経営判断であるにご理解いただけるかと思えます。

これに対して、文化シャッターの常勤役員は「大和ハウスとの取引で得る収益や利益に鑑みて保有が合理的」という主張を繰り返しております。しかし、大和ハウスとの取引と、大和ハウス株式の保有の間には、上記のとおり何の関係もありません。文化シャッターの常勤役員は、取引と株式保有の間に因果関係が存在するとの前提を置いて合理性を主張していますが、前提となる因果関係は大和ハウス自らに完全に否定されているのです。このような文化シャッターの常勤役員の主張は、単なる思い込みであり、妄想に過ぎないのです。

早坂取締役は、社外取締役としての独立した立場から、このような不合理な常勤役員の意思決定を監督し、是正する立場にあります。常勤役員が社内基準に照らして適切、と主張されるのであれば、まずは社内基準の是非を問い、その上で社内基準に沿うものか問うのが早坂取締役の役割であり、果たすべき善管注意義務です。

大和ハウス株式の件に限らず、常勤役員の意思決定に不合理なものが無いか監督する、社外取締役としての職務を全うしていただけますよう、強くお願い申し上げます。

以上